

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>【本編】</p> <p>Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-13 法第10条第2項の業務の取扱い</p> <p>Ⅲ-2-13-2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>保険会社が法第98条第1項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) <u>保険会社が行う以下の業務も「その他の付随業務」に該当する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、事務受託業務（取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も含む。）</u> <p><u>（注）人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険代理店や同一グループ内の企業等に対して行う事務支援業務（当該保険会社が行っている業務に関するもの）</u> ・ <u>個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務</u> | <p>【本編】</p> <p>Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-13 法第10条第2項の業務の取扱い</p> <p>Ⅲ-2-13-2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>保険会社が法第98条第1項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) <u>保険会社が、取引先企業に対して行う人材紹介業務、事務受託業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</u></p> <p><u>また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p><u>（注1）保険代理店や同一グループ内の企業等に対して行う事務支援業務についても、当該保険会社が行っている業務に関するものであれば、原則として「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p><u>（注2）人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たって</u></p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>・ <u>保険会社の子会社又は保険持株会社の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務</u></p> <p>上記業務の実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>(2) [略]</p> | <p><u>は、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>(2) [略]</p> |